



県章

群馬県報

平成26年
3月28日(金)
第9184号

目次

ページ

規 則	
○群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課)	2
告 示	
○群馬県統計功労者表彰規程の一部を改正する告示(統計課)	10
○土地収用法の規定による事業認定(監理課)	14
○都市計画事業の認可(都市計画課)	16
訓 令	
○群馬県統計調査調整規程の一部を改正する訓令(統計課)	17
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・多文化共生推進課)	18
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同)	18
○同	18
○同	19
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	19
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	20
○都市計画公園の変更に係る縦覧(同)	21
○都市公園の廃止(同)	21
○道路の指定(建築住宅課)	21
○道路位置の指定(同)	22
○指定道路の指定の取消し(同)	22
○公営住宅法第47条第2項の規定による公告(同)	22
落 札	
○落札者等の決定(管財課)	23
○同	23
○同(下水環境課)	24
○同	24
○同	24
○同	25

■規則

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第八号

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

- 第五条及び第五条の二中「当該許可証の」を「その」に改める。
- 第十条の見出し中「産業廃棄物処理業許可証」を「産業廃棄物収集運搬業許可証等」に改め、同条中「産業廃棄物処理業許可証を」を「産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証を」に、「当該許可証の」を「その」に改める。
- 第十一条の見出し中「特別管理産業廃棄物処理業許可証」を「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証等」に改め、同条中「特別管理産業廃棄物処理業許可証を」を「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証を」に、「当該許可証の」を「その」に改める。
- 第十四条中「当該指定証の」を「その」に改める。
- 第十六条中「当該許可証の」を「その」に改める。
- 第十六条の二中「産業廃棄物の設熱回収施設設置者認定証」を「産業廃棄物の熱回収施設設置者認定証」に、「当該許可証の」を「その」に改める。
- 第十八条中「当該受理書の」を「その」に改める。
- 第十九条第二項及び第三項を次のように改める。
- 2 産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の収集又は運搬に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書(別記様式第四十号)を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称、住所、電話番号及び許可番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 委託者の氏名又は名称
- 三 委託者ごと及び産業廃棄物を積み込んだ場所ごとの受託量
- 四 産業廃棄物の運搬先の氏名又は名称
- 五 産業廃棄物を積み卸した場所及び当該産業廃棄物の処分方法
- 3 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の処分に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(別記様式第四十一号)を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称、住所、電話番号及び許可番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 委託者の氏名又は名称

三 委託者ごと及び産業廃棄物を生じた場所ごとの受託量

四 産業廃棄物を処分した場所及び処分方法

五 産業廃棄物処理施設の種類ごとの年間処分量

六 処分により生じた産業廃棄物の種類、量及び処分方法

第十九条第四項を削る。

第二十一条中「別記様式第四十三号」を「別記様式第四十二号」に、「当該登録証明書」を「その」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「第十九条第四項」を「第十九条第二項及び第三項」に改め、同項を附則第二項とする。

別表六十六の項及び六十七の項を削り、同表六十八の項中「別記様式第四十二号(一)」を「別記様式第四十号」に改め、同項を同表六十六の項とし、同表六十九の項中「別記様式第四十二号(二)」を「別記様式第四十一号」に改め、同項を同表六十七の項とし、同表中七十の項を六十八の項とし、同表七十一の項中「別記様式第四十三号」を「別記様式第四十二号」に改め、同項を同表六十九の項とし、同表中七十二の項を七十の項とし、七十三の項を七十一の項とし、七十四の項を七十二の項とする。

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第5号(規格A4)(第2条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
群馬県知事 へて		年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	△ 軽 微 な 変 更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(変更内容が法人に係るものである場合) 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな) 名 称	住 所	
	(変更内容が個人に係るものである場合) 法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものであること。			

別記様式第二十四号中 群馬県知事 へて 届出書 を

群馬県知事 へて 届出者 へて

別記様式第三十九号裏面中

2 有害物質名は、シアン、六価クロム、PCB、石棉等の有害物質名を記入すること。 を

2 有害物質名は、シアン、六価クロム、PCB、石棉等の有害物質名を記入すること。
3 特別管理産業廃棄物管理責任者となることができる資格を有すること。を証明するものの写しを添付し、又は提出時に原本を持参すること。 に改

める。
別記様式第四十号及び別記様式第四十一号を次のように改める。

別記様式第41号(規格A4) (第19条関係)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書 (年度)
 —中間処分業・最終処分業—

群馬県知事 あて

報告者

住所

氏名又は名称

(法人にあっては、代表者の氏名)

電話番号

所属及び担当者名

年 月 日

年度の処分実績について、群馬県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第3項の規定により、次のとおり報告します。

許可番号(下6桁)	実績なし
-----------	-------	------

産業廃棄物の種類	品目 コード (2桁)	発生場所 の 都道府県 コード (2桁)	委託者の氏名又は名称		受託量	単位 (t又は m)	処分場所 の 都道府県 コード (2桁)	処分場所(市区町村まで)	処分方法
			発生場所(市区町村まで)						

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記入して、6月30日までに提出すること。
 - 委託者とは、報告者に廃棄物の処分を委託した者をいう。
 - 品目コード及び都道府県コードは、別添コード表を参照し、必ず2桁で記入すること(例：廃プラスチック類→06)。
 - 受託量は、必ずt(トン)又はm(立方メートル)に換算して記入すること。単位欄に該当する単位を記入すること。
 - この紙に記入しきれない場合は、続紙を使用して記入すること。
 - 上記1の期間内に処分した実績がない場合は、「実績なし」の欄にチェック(☑)を入れて提出すること。

別記様式第四十二号(一)及び別記様式第四十二号(二)を削る。
別記様式第四十三号中「~~三〇〇〇~~」を「~~三〇〇〇~~」に改め、同様
式を別記様式第四十二号とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第九十八号

群馬県統計功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県統計功労者表彰規程の一部を改正する告示

群馬県統計功労者表彰規程(昭和三十八年群馬県告示第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「普及」を「普及に関し」に改める。

第三条(見出しを含む。)中「行なう」を「行う」に改める。

第四条中「毎年四月五日までに」を削る。

第六条中「行なう」を「行う」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(その1) (規格A4) (第4条関係) 市町村職員用

群馬県統計功労者表彰内申書

年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長 印

次のとおり内申します。

住 所	
ふりがな 氏 名	[歳] 年 月 日生
職 名	
統計事務に従事 した年月数	年 月から 年 月まで 実 年 月
実務の状況	
履歴・賞罰	
性行(人物)	
功績事項	
過去の受賞実績	
推薦順位	
そ の 他	

別記様式（その2）（規格A4）（第4条関係）調査員用

群馬県統計功労者表彰内申書

年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長 

次のとおり内申します。

住 所					
ふりがな 氏 名	〔 歳〕 年 月 日生				
最終従事調査名		職業			
統計事務に従事した年月数	年 月から	年 月まで実	年 月	中断期間	
従事した統計調査の概要	従事したことがある統計調査名	客体概数	調査回数	調査した年	その他
履 歴 ・ 賞 罰					
性 行 （ 人 物 ）					
功 績 事 項					
過去の受賞実績					
推 薦 順 位					
そ の 他					

附則
この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第99号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 起業者の名称 日本赤十字社
- 2 事業の種類 前橋赤十字病院移転新築事業及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事及び農業用排水路付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 前橋市朝倉町地内及び後閑町地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 前橋市農政部農林課
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業のうち、前橋赤十字病院移転新築事業(以下「本体事業」という。)は、医療法(昭和23年法律第205号)による公的医療機関に関する事業であることから、法第3条第24号に該当する事業である。また、附帯工事は、本体事業のために欠くことができない調整池を整備するもの(以下「附帯事業」という。)であり、法第3条第35号に該当する。さらに、本体事業の施行により必要を生じた市道付替工事及び農業用排水路付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第1号に掲げる道路法(昭和27年法律第180号)による道路及び法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路、排水路に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成24年9月に常任理事会において本件事業の実施を承認し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講ずるとしていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、日本赤十字社が前橋市において、前橋赤十字病院を移転新築する事業である。

現在の前橋赤十字病院(以下「既存病院」という。)は、大正2年3月23日に日本赤十字社群馬支部病院として開院し、約100年が経過している。現在、既存病院は、前橋保健医療圏の地域医療を担うことに加え、本県における救命救急医療の最大の基幹病院として、かつ、県内のみならず関東近県等での大規模災害発生時における基幹災害拠点病院として、一般的な医療ニーズから高度な医療ニーズまで幅広く、かつ、広域的な役割と機能を担っている。

このような役割と機能を担うために、既存病院においては、昭和46年に本館棟を整備し、その後、本館棟に増築する形で昭和48年にリハビリ棟、昭和62年に手術棟、平成6年に東館棟、平成7年に高度救命救急センター棟、平成12年に基幹災害医療センター棟等を整備するなどの増改築を繰り返してきた。

しかしながら、既存病院は、建物の老朽化が進み、最も古い本館棟は、施設設備面でのトラブルが頻発し、維持管理を行うことが困難となってきたため、患者の療養環境や職員の労働環境が悪化している。また、

本館棟を含む複数の建物が、昭和56年の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）改正後の新耐震基準に適合していないため、安全安心な医療を提供するためには、早急な耐震対策が不可欠となっている。

さらに、救急患者が増加傾向にあるが、既存病院は、建物が狭あい化しているため、高度救命救急センター病床、救急処置室及び診察室が不足し、救急患者の受入れが困難な状況が発生している。同様に手術件数も増加傾向にあるが、手術室の絶対数が不足している。また、平成12年の医療法改正前の施設設備基準により建設された建物は、病室や廊下が狭く、かつ、増改築を繰り返してきた結果、院内動線が複雑化し、混線しているため、緊急手術や患者急変時の搬送に支障を来すおそれがある。

このような状況に加え、既存病院の敷地も狭あい化しているため、外来患者来院時には駐車場待ちの自動車による交通渋滞が周辺道路に発生し、交通の妨げになっている。また、ドクターヘリの運用についても、強風時には、屋上からの離着陸ができず、敷地内に離着陸可能なスペースが確保できないため、群馬ヘリポートでの離着陸を余儀なくされており、緊急搬送に支障を来している。さらに、基幹災害拠点病院として県内外の災害に常時備えているものの、災害時における医療体制の充実強化について（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）で規定する災害拠点病院の指定要件を満たす診療施設等のスペース及び群馬県地域防災計画（平成25年3月策定）における防災ヘリコプター等の離発着スペースが確保できない状況にある。

以上のとおり、起業者は、現状のままでは安全で良質な医療を提供することが困難であるばかりか、前橋保健医療圏の地域医療を担う中核病院として、本県における救命救急医療の基幹病院として、及び県内のみならず関東近県等での大規模災害発生時における基幹災害拠点病院として、将来にわたり継続的に安全安心な医療を提供していくことが困難な状況になっている。

本件事業の完成により、建物の老朽化及び狭あい化並びに敷地の狭あい化が解消されることから、起業者は、新設される病院において、効率的な医療提供体制を構築することが可能となり、前橋保健医療圏における中核病院として、更なる急性期医療、リハビリ、訪問看護、予防検診等の提供を充実させることが可能となることから、地域住民の健康増進に寄与するものと認められる。また、起業者は、高度救命救急センター及びドクターヘリの基地病院として、重症病床の増床等により受入体制の充実を図ることが可能となり、さらに、基幹災害拠点病院として、人員体制及び患者等の受入体制を備えた施設整備の充実並びに強化も図ることが可能となることから、高度医療、救急医療、災害医療等の充実寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号）第2条第4項に規定する対象事業ではないが、起業者が実施した文献調査の結果、起業者が保全すべき希少動植物は報告されていない。また、本件事業の起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、起業地の近隣には、下佐鳥環濠集落、朝倉工業団地遺跡群、後閑環濠集落等の周知の埋蔵文化財包蔵地が点在しているため、起業者は、事前に埋蔵文化財確認調査を実施する等、必要に応じて、関係機関と協議のうえ、適切に対処することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、群馬県が策定した第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」（平成23年3月策定）及び第6次群馬県保健医療計画（平成25年4月策定）並びに群馬県防災会議が策定した群馬県地域防災計画に則する事業であると認められる。

附帯事業及び関連事業も事業計画に必要な範囲と認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、他の中核病院の配置、健全経営の確保、医療環境並びに面積、地形及び周辺環境を考慮して選定した3案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、既存病院の本館棟を含む複数の建物が、耐震強度の不足が推測される建物である。また、救急患者が増加傾向にあるが、高度救命救急センターの病床等が不足し、救急患者の受入れが困難な状況が発生している。同様に手術件数も増加傾向にあるが、手術室の絶対数が不足している。加えて、既存病院は病室や廊下が狭く、かつ、増改築を繰り返してきた結果、院内動線が複雑化し、混線しているため、緊急手術や患者急変時の搬送に支障を来すおそれがある。

さらに、外来患者来院時には駐車場待ちをする自動車による交通渋滞が周辺道路に発生し、交通の妨げになっている。また、強風時には、既存病院の敷地内に離着陸可能なスペースが確保できないため、ドクターヘリでの緊急搬送に支障を来している。加えて、災害拠点病院の指定要件を満たす診療施設等のスペース及び防災ヘリコプターの離発着スペースが確保されていない。

以上のことから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

◎群馬県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、前橋都市計画事業を平成26年3月28日次のおり認可した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画公園事業 6・5・2号 前橋総合運動公園
- 3 事業施行期間 平成26年3月28日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 前橋市荒子町及び二之宮町地内
 - (2) 使用の部分 なし

■ 訓 令

群馬県訓令甲第一号

県 庁
地域機関

群馬県統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県統計調査調整規程の一部を改正する訓令

群馬県統計調査調整規程(昭和五十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「室(課に置く室を除く。)及び課」を「課及び室(課に置く室を除く。)」に改める。

第六条第一項中「結果表二部」を「これ」に改め、同条第二項を削る。

別記様式第一号中「B5」を「A4」に改める。
別記様式第二号中「B5」を「A4」に、「統計資料内務田籍」を「統計資料内務田籍」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年3月4日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぐんまを元気にする会
- 3 代表者の氏名 新井琢磨
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市南町一丁目6番1号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、主として群馬県の人口減少を食い止めかつ人口を増加させるため、群馬県内の資源の魅力の掘り起しや情報発信を行い、積極的に群馬県内の経済を活性化させることをもって社会発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年3月4日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伝統芸術ライブラリー
- 3 代表者の氏名 岡部修吉
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市鳥羽町153番地6
- 5 定款に記載された目的 この法人は、公教育ならびに生涯学習の場において、伝統芸術の教育・普及に関する事業を行い、伝統芸術の啓蒙・発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年3月4日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シャロン
- 3 代表者の氏名 奥倉千恵子
- 4 主たる事務所の所在地 藤岡市岡之郷323番地11 Arkビル2階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、心身障害児・者、その家族、その他支援を必要とする人々や地域の人々に対して、介護サービスやその他の支援事業を行い、自立した生活が出来るように支援すると共に、その人々が地域社会で貢献出来る場を提供し、互いに助け合い、共に生きるという精神に基づき社会福祉の推進と地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年3月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人群馬県精神障害者社会復帰協議会
- 3 代表者の氏名 小暮明彦
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地12群馬県社会福祉総合センター7F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、群馬県内に居住する精神障害者の社会復帰の促進と地域における生活の安定を支援するため、社会復帰施設、小規模作業所等を運営・管理をし、県内の社会復帰施設、小規模作業所等の連携を深め、社会復帰事業に関する調査、研究、協議をおこない、精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
藤岡南部	理 事	再 任	新井晋十郎	藤岡市神田309番地
	同	同	御供文雄	同 同 882番地1

	同	同	小暮孝男	同 同 1 2 1 3 番地
	同	同	木村裕隆	同 同 7 3 5 番地
	同	同	高田元昭	同 同 3 1 2 番地 1
	同	同	飯島幸雄	同 矢場 8 1 0 番地
	同	同	金井昭夫	同 同 6 3 番地
	同	同	浅見秀雄	同 同 6 6 8 番地
	同	同	清水春樹	同 同 6 7 2 番地
	同	同	福島盛治	同 本郷 1 6 0 4 番地
	同	同	福島孝之	同 同 1 5 2 6 番地
	同	新 任	田島雄一	同 神田 8 9 3 番地
	監 事	再 任	黒澤昭治	同 三本木 3 7 番地 1
	同	同	江原貞夫	同 藤岡 3 0 4 2 番地 2 8
	同	同	高橋健一	同 高山 2 2 4 番地
世良田	理 事	退 任	松澤万吉	太田市出塚町 8 2 番地 1
	監 事	同	松島世會	同 世良田町 1 2 7 4 番地 2
植栗	理 事	再 任	茂木伊八	吾妻郡東吾妻町大字植栗 1 2 2 5 番地 2
	同	同	樹下啓示	同 同 同 1 2 4 9 番地 3
	同	同	荒木順一	同 同 同 1 9 4 2 番地
	同	同	茂木芳之	同 同 同 1 3 6 3 番地
	同	同	茂木米造	同 同 同 9 3 5 番地 1
	同	同	茂木二二夫	同 同 同 1 1 6 1 番地
	同	同	茂木国彦	同 同 同 1 9 3 0 番地
	監 事	同	田村孝之	同 同 同 1 2 8 2 番地
	同	同	千葉茂夫	同 同 同 1 8 9 1 番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大 澤 正 明

1 組合の名称 千代田町舞木土地区画整理組合

- 2 事業施行期間 平成7年12月19日から平成29年3月31日まで
- 3 施行地区 邑楽郡千代田町大字舞木字城下、字駒形、字野分、字檜原の各一部及び大字赤岩字南権現、字熊野、字北権現の各一部
- 4 事務所の所在地 邑楽郡千代田町大字赤岩1895番地1(千代田町役場内)
- 5 設立認可年月日 平成7年12月12日
- 6 変更認可年月日 平成26年3月14日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画公園 6・5・2号 前橋総合運動公園
- 2 都市計画の変更年月日 平成26年3月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

県立公園を廃止するので、群馬県立公園条例(昭和33年群馬県条例第23号)第20条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 県立公園の名称 つつじが岡公園
- 2 県立公園の位置 館林市尾曳町、羽附町、花山町及びつつじ町
- 3 県立公園の区域 別添図面のとおり。「別添図面」は省略し、その図面を群馬県県土整備部都市計画課に備えて縦覧に供する。
- 4 廃止の予定期日 平成26年4月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	建築基準法第42条第1項第4号に	邑楽郡板倉町大字岩田字山浦1905-5	延長 幅員 30.00 6.60	群馬県指令太土第30255-2号

規定する道路	平成26年2月27日
--------	------------

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字熊野297-1	延長 32.28 幅員 4.50	群馬県指令前土第304-27号 平成26年2月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を、次のとおり取り消した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定道路の種類	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日 指定取消し年月日
1	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路	邑楽郡千代田町大字新福寺字西ノ原279-1、279-2、279-6、279-8、279-10の各一部（指定時地番279-1、279-2）	延長 70.40 幅員 4.00	群馬県指令建第1261号 昭和51年9月14日 平成24年9月3日
2	同	邑楽郡千代田町大字新福寺字西ノ原279-4の一部（指定時地番279-4）	延長 27.00 幅員 4.37	群馬県指令建第1438号 昭和52年12月23日 平成24年9月3日

群馬県住宅供給公社が前橋市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正明

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年3月28日

群馬県住宅供給公社 理事長 林 宣夫

- 1 前橋市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 前橋市営住宅設置条例(昭和39年前橋市条例第61号)別表第1に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 群馬県庁舎で使用する電気(変動部分) 年間予定使用電力量 3,532,392kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部管財課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年1月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社F-Power 東京都品川区東五反田五丁目11番1号
- 5 落札金額 74,740,060円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成25年12月17日
- 8 契約方法 単価契約

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 随意契約に係る購入等件名及び数量 群馬県庁舎で使用する電気(ベース部分) 年間予定使用電力量 6,226,920kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部管財課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年2月14日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東京電力株式会社群馬支店前橋支社 群馬県前橋市南町三丁目60番地3

- 5 随意契約に係る契約金額 97,814,830円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当
- 8 契約方法 単価契約

次のとおり落札者を決定した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部下水環境課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年3月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ウォーターエージェンシー群馬営業所 群馬県前橋市総社町高井877
- 5 落札金額 2,980,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成25年12月20日

次のとおり落札者を決定した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 奥利根流域下水管理 奥利根水質浄化センター維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部下水環境課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年3月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ウォーターエージェンシー群馬営業所 群馬県前橋市総社町高井877
- 5 落札金額 745,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成25年12月20日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部下水環境課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 クボタ環境サービス株式会社群馬営業所 群馬県桐生市広沢町4丁目1880番地
- 5 随意契約に係る契約金額 885,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年3月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質浄化センター維持管理包括委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部下水環境課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 日本管財環境サービス・東芝電機サービス特定委託業務共同企業体 東京都千代田区神田東松下町27番地
- 5 随意契約に係る契約金額 609,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
